

世羅西中学校生徒指導規程

世羅町立世羅西中学校

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。規律正しい学校生活を送り、よりよい校風を樹立するため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 学校生活に関すること

(服装)

第2条 衛生的で身だしなみに気をつけ、健康で安全な学校生活を送るよう心掛ける。

- (1) 制服は学校規定のものとする。また、左胸に名札をつける。
ブレザーの下にはカッターシャツ、または学校指定の白色ポロシャツを着用する。ブレザーを着用する場合は、指定のネクタイもしくはリボンを着用する。
※【寒い場合】
 - ・ベスト及びセーターを着用してもよい。ただし、セーターはベージュ、白、紺、茶、黒等の華美でない色で、制服の袖や裾からはみ出さないものに限る。
 - ・タイツを着用してもよい。ただし、黒または紺の単色無地とする。ただし、靴下は今まで通り着用すること。
- (2) ソックスは白・黒・紺の無地とし、ルーズソックス・スニーカーソックスなどの変形ソックスやポイントのあるものは着用しない。長さは、くるぶしが完全に保護できる長さ以上とする。
- (3) スカートはひざの中心にかかる長さとする。ズボンをずらしてはかない。
- (4) 上の下着については単色無地で華美でない物とする。必ず着ること。
- (5) 香水や化粧品を使用したり、ピアス等、アクセサリーやその他の不必要な物を身につけたりしない。
- (6) 通学靴は、白色の運動靴(紐靴)を使用する。雨天の場合は雨靴を使用してもよい。
- (7) 体育館シューズは、青色ライン・ムーンスターを使用する。
- (8) 校舎内上履きは、指定の屋内シューズを使用する。(ムーンスター・ハイスクール)
- (9) 体操服は、夏期は学校指定の半そでシャツ、フリースパンツのショート。冬期は学校指定のジャージ上下を使用する。
- (10) 防寒着を希望する人は、学校指定のウインドブレーカー(上下黒)を着用すること。マフラー、手袋、ネックウォーマーは許可するが、色は華美でないものとし、校舎内では、着けない。
- (11) 身体的な理由により、特別な服装等の着用を希望する場合は、事前に学校に申し出て許可を得る。

(頭髪等)

- 第3条 自然な髪型とし、衛生的であること。また、特異な髪型は禁止する。
- (1) 男子は、横髪が耳の上部にかからない長さ、後ろ髪は襟にかからない長さとする。
 - (2) 前髪は目にかからないようにし(男女共通)、女子がピンで止める場合は、1、2カ所で止めること。
 - (3) 女子の後ろ髪は肩にかからないようにし、それより長い場合は、耳より下で1つまたは2つに結ぶこと。
 - (4) 髪止めは黒のピン、黒・紺色のゴムで、飾りのないものとする。
 - (5) 特異な髪型とは、パーマ・脱色・染色・リーゼント・剃り込み、ツープロック等、その他の加工や、華美な髪型をいう。
 - (6) まゆ毛を剃る、抜くなどの加工は禁止する。
 - (7) 整髪料の使用は禁止する。

下校時刻

始業式～新人戦	17:40
新人戦～学年末試験	17:00
学年末試験～始業式	17:40

(持ち物)

第4条 学校には学校生活に必要な物以外は持参しない。

- (1) 持ち物・携帯品については、第2条に示す内容に準じ、華美でないデザインのものに限る。
- (2) 持ち物には、すべて名前をはっきり書くこと。
- (3) かばんは学校指定リュックサック、サブバックは学校指定のスクールバックとする。
- (4) 不必要なお金及び物品(ゲーム機・音響機器・遊具・装飾品・漫画本・菓子・制汗スプレー・香料入り汗拭きシート・うちわなど学校生活に必要なもの)を持参しない。
日焼け止めは無香料についてのみ許可する。
カイロは、健康面の自己管理を目的に許可する。ただし、身に付け取り出さないこととする。

(登下校について)

第5条 交通ルールとマナーを守り、安全に十分注意して登下校する。

- (1) 学校に来る場合は制服を着用する。ただし、部活動を理由とする時は、部活動の服装で登下校してもよい。
- (2) 8時10分には教室に入室し、朝の会や授業の準備をする。
- (3) 入学時に学校に届け出た通学路を通学する。
- (4) 放課後は、次に定められた下校時刻までに下校する。
- (5) 通学は、徒歩または自転車通学を原則とする。自動車での送迎については、自転車庫で乗り降りをすること。

(自転車)

第6条 自転車通学に関する規定

- (1) 通学用自転車は原則として軽快車(通学や通勤に多く使用されている一般的な自転車)とする。
- (2) 6km以上の遠距離通学、または、高低差等で軽快車での通学が困難な状況がある場合は、事前の相談により、電動アシスト自転車(通学用モデル)の使用を認める。
- (3) 自転車通学を希望する場合は、学校に届け出て許可を得る。通学で使用することを許可された自転車には、鑑札シールを貼ること。
- (4) 通学用自転車には、前かご、ライト、反射鏡、ベル、荷台、鍵を付ける。
- (5) 自転車通学で、雨天時に必要な場合は、学校指定の雨ガッパ(クリーム色で上下タイプまたはスカートタイプ)を着用する。
- (6) 自転車通学をする生徒は、安全のためにヘルメットを着用する。その際、あごひもをきちんと締める。そして、安全タスキも着用する。
- (7) サブバックを前かごに入れるか背負うかについては、自己の安全を優先して判断する。
(前かごに入れるとハンドルをとられやすい。背負うと安全タスキが見えにくい。)
- (8) 自転車は、左側を一列で通行する。自転車通行可能の歩道のある道路では、必ず歩道を通る。
- (9) 自転車は、自転車庫の決められた場所にきちんと置き、必ず鍵をかける。

(校内生活)

第7条 健康で安全な学校生活を送れるよう次のことを心掛けて生活を送る。

- (1) 登校から下校までの間は、許可なく校地外に出ない。
- (2) 公共物は大切に扱い、紛失、破損したとき、又はこれらのことを発見したときは、速やかに教職員に届け出る。
- (3) 施設場所に入るときは、教職員の指示又は、許可を得る。
- (4) ノート交換や手紙回しなど、公開できない情報を一部の生徒のみで扱う行為を禁ずる。

第3章 家庭・校外での生活に関すること

第8条 校外での生活において、基本的な生活習慣の確立を念頭に置くとともに、健康で安全な生活習慣を大切にする。

- (1) 地域行事やボランティア活動に進んで参加する。
- (2) 外出の際は、行き先や帰宅時間をはっきりと告げて外出する。
- (3) 夜間の外出や外泊は、保護者同伴でなければ禁止する。 ※広島県青少年健全育成条例をうけて
- (4) 遊技場(カラオケボックス・映画館・ボーリング場など)への出入りは、保護者同伴とする。

第9条 携帯電話やスマートフォン等について

携帯電話やスマートフォン等の通信機器については以下のように取り扱う。

- (1) 学校生活外における携帯電話やスマートフォン等の所持・使用については禁止しないこととする。(ただし、登下校や休みの日の部活動は学校生活に含む) また、その使用方法、管理等については、保護者の責任のものとする。
- (2) 学校生活内における携帯電話やスマートフォン等の所持・使用は禁止とする。よって、校内に持ち込むことはできない。
- (3) 携帯電話やスマートフォン等の使用に起因するトラブル、ネットいじめや極度の依存の問題等の事案に対しては、学校で対応しかねるため、警察や専門機関に対応を求める。

学校へ持ってきた場合の対応

- ①その場で直ちに引き上げ、注意指導後、保護者に来ていただく。
- ②保護者と連携して返却する。
- ③特別な指導の対象となる。
- ④保護者に指導監督を強めるように強く要請する。

【携帯電話やスマートフォン、インターネットに関わる利用について】

携帯電話やスマートフォン等の使用については、以下のような様々な問題があることを十分に理解しておく必要があるため、各自でトラブルに巻き込まれないようにすること。

- ・インターネットを利用した無料通話・メッセージアプリによる誹謗中傷(実名記入の有無は問わない)を書き込む「ネットいじめ」の問題。
- ・詐欺、出会い系サイトまたはコミュニティサイトによる被害などに巻き込まれる問題。食事や入浴、就寝時にも使用する極度の依存の問題。
- ・インターネットやメール送受信、SNSのための時間や金銭の浪費の問題。

これらは、生徒の人間関係や生活習慣に大きな影響を与える事案が多く、問題となっている。

第4章 特別な指導に関する事

(問題行動への特別な指導)

第10条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

(1) 法令・法規に違反する行為

- ① 飲酒・喫煙
- ② 暴力・威圧・強要行為
- ③ 建造物・器物破損
- ④ 窃盗・万引き
- ⑤ 性に関するもの
- ⑥ 薬物等乱用
- ⑦ 交通違反
- ⑧ 刃物等所持
- ⑨ メールやLINE等での悪口等の書き込み
- ⑩ その他法令・法規に違反する行為

(2) 本校の規則等に違反する行為

- ① 喫煙同席・喫煙準備行為(煙草等の所持)
- ② いじめ
- ③ 授業妨害
- ④ カンニング等テストにおける不正行為
- ⑤ 家出および深夜徘徊
- ⑥ 無断アルバイト
- ⑦ 暴走族等への加入
- ⑧ 登校後の無断外出・無断早退
- ⑨ 指導に従わないなどの指導無視および暴言等
- ⑩ 不要物の校内への持ち込み
- ⑪ その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した行為

(反省指導)

第11条 特別な指導のうち、反省指導は次のとおりとする。

- (1) 説諭
- (2) 保護者来校による二者の反省指導
- (3) 学校反省指導(別室反省指導・授業反省指導・奉仕活動等)

(反省指導の実施)

第12条 反省指導は学校反省とする。学校反省は登校させて別室で行う反省指導と通常の学校生活で行う授業反省指導の2段階とする。

- (1) 反省指導期間中にある定期試験等は別室で受験する。
- (2) 反省指導期間中にある学校行事や部活動の公式大会への参加は、別途協議する。

(学校反省指導の期間)

第13条 別室反省指導の期間は、概ね1日から3日とし、授業反省指導の期間は、概ね7日とする。ただし、問題行動の程度や繰り返し等により指導期間を変更することがある。

第5章 推薦基準に関する事

推薦入試については、高等学校が示す基準に達しており、高等学校での3年間、意欲的に学び続けることができる生徒を中学校長が責任を持って推薦するものです。そこで次のように推薦基準を設け、推薦の可否を総合的に判断し、責任を持って高等学校に推薦したいと考えております。

※ 世羅郡では、3中学校で統一した推薦基準を設けています。

- 1 推薦を希望する高等学校が第1希望であり、志望動機が明確であること。
- 2 高等学校が示す出願資格及び推薦基準(具体的な評定が示されている場合)を満たしていること。
- 3 学習意欲があり、学習状況が良好であること。(学習課題や提出物をきちんと提出できていること)
- 4 学校のきまりを守り、生活態度が良好であること。
- 5 部活動、生徒会活動、ボランティア活動に積極的に取り組んでいること。

令和6年 4月1日改定